

インターネット支店専用普通預金規定

第1条（利用条件）

1. インターネット支店専用普通預金（以下「この預金」といいます。）は、豊橋信用金庫（以下「当金庫」といいます。）のインターネット支店取引規定にしたがい利用できます。
2. この預金は、総合口座の取扱いができません。
3. この預金は、無利息型普通預金とすることができません。
4. この預金は、お客さまお一人につき1口座とします。

第2条（預金口座の開設）

1. この預金の口座開設申込みは、次のいずれかの方法によります。
 - （1）お客さまが本規定を承認し、スマートフォン（当金庫所定の情報提供サービス対応会社の携帯電話）で当金庫所定の口座開設アプリを利用して法令上の義務の履行に必要な確認事項、その他当金庫が定める事項等の申告、I Cキャッシュカード（以下「カード」といいます。）の発行申込みおよび個人インターネットバンキングサービス（以下「I Bサービス」といいます。）の契約申込みならびに運転免許証およびお届印を撮影して送信いただく方法
 - （2）お客さまが本規定を承認し、インターネット回線に接続した情報端末で当金庫ホームページから法令上の義務の履行に必要な確認事項、その他当金庫が定める事項等の申告を行ったうえ、当金庫から送付する普通預金口座の開設申込み、カードの発行申込み、I Bサービスの契約申込みに係る書類に記入およびお届印の押印後、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める本人確認書類のうち顔写真付き本人確認書類とともに送付していただく方法
2. 当金庫は、この預金の口座開設を承認した場合、次のとおり処理します。
 - （1）預金残高0円で口座開設します。
 - （2）この預金口座についてカードを発行し、お客さまの住所・氏名にあてて本人限定受取郵便またはこれに準じた方法で送付します。
 - （3）I Bサービスを契約し、この預金口座を代表口座（サービス利用口座）として登録します。
3. 当金庫は、第1項による送信内容または送付書類に疑義が生じた場合、お客さまが法令上の義務を履行されない場合または当金庫が負う法令上の義務の履行に協力いただけない場合および当金庫が口座開設を承認できない事由があると判断した場合は、この預金の口座開設の謝絶、承認取消をすることがあります。

第3条（預金の預入れ）

1. この預金の預入れは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機などの取引を自動処理する機械（以下「A T M等」といいます。）でカードを使用して行うことができます。
2. この預金の預入れは、I Bサービスを利用してお客さまの他の預金口座からの振替により行うことができます。

3. この預金の預入れは、内国為替による振込金の受入れにより行うことができます。ただし、外国からの送金による振込金の受入れはできません。
4. 前項のこの預金への振込金の受入れについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客さまに事前に通知することなく当該振込金の入金記帳を取消します。

第4条（預金の払戻し）

1. この預金の払戻しは、インターネット回線に接続した情報端末を使用して、I Bサービスで当金庫に開設されているお客さまの他の預金口座への振替ならびに当金庫または他金融機関の預金口座への振替による振込で行うことができます。
2. この預金の払戻しは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等のA T M等でカードを使用した現金の払戻しおよび振替による振込で行うことができます。
3. この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
4. 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
5. 取引実行時点において払戻しする金額が不足している時は、当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
6. この預金の取引における1回当たりおよび1日あたりのご利用限度額は、当金庫が定めた金額とします。

第5条（利息）

1. この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、毎日の当金庫ホームページ掲載の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。
2. 利息の計算は、1年を365日として日割で計算します。
3. 利率は、金融情勢の変化に応じて変更します。

第6条（譲渡、質入等の禁止）

預金、カード、取引契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第7条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務

がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

(2) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

(3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

4. 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

第8条（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）

2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

(1) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(2) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

第9条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

(1) 当金庫ウェブサイトおよび第8条に掲げる異動が最後にあった日

(2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

(3) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に

通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限りします。

(4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該号に掲げる事由に応じ、当該号に定める日とします。

(1) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

第10条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

2. 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

(1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

(2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

(3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

(4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

4. 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

(1) 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

(2) この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

(3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

第 1 1 条（未利用口座管理手数料）

1. 当金庫が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
2. この預金口座が未利用口座となった場合は、文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用がない場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
3. 当金庫は、この預金口座から、預金払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。
4. 引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。
5. この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が 0 円の口座を含みます。）、当金庫は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。

第 1 2 条（準用規定）

1. 当店との取引において、本規定に定めのない事項は、インターネット支店取引規定、個人インターネットバンキングサービス利用規定、ワンタイムパスワードサービス利用追加規定、カード規定、デビットカード規定、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定および振込規定ならびにしinkin通帳利用規約および「通帳レス口座」に関する特約などの取引に関連する準用規定により取扱います。また、本規定において定義のない用語で、準用規定に定義のある用語は、かかる定義の意味を有するものとします。
2. 本規定と準用規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第 1 3 条（規定の変更・廃止）

1. 本規定および準用規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合には、変更・廃止することができるものとします。
2. 前項の規定の変更・廃止は、インターネット支店取引規定第 1 2 条（通知等）での通知または告知により行い、通知または告知の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

（2024 年 10 月 1 日現在）